

生駒市条例第 1 1 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 1 9 年 3 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「確認申請手数料」を「確認申請又は計画通知手数料」に改め、「確認の申請」の次に「又は法第 1 8 条第 2 項（法第 8 7 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による建築物に関する計画の通知」を、「5,000 円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、9,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を、「9,000 円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、13,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を、「14,000 円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、18,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を、「19,000 円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、23,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を、「34,000 円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、38,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を、「48,000 円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、52,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を、「140,000 円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、144,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を、「240,000 円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合にあっては、244,000 円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を、「4

60,000円」の次に「（構造計算適合性判定を要する場合には、464,000円と次項に掲げる手数料の額との合計額）」を加え、同項の次に次のように加える。

1 の 2	構造計算適合性判定手数料	法第6条第5項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定	構造計算が法第20条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合	<p>構造計算適合性判定を行う1の建築物ごと（建築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ごと。以下この項において同じ。）に次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 床面積が200平方メートル以内の場合 117,100円</p> <p>イ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 140,000円</p> <p>ウ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 162,800円</p> <p>エ 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 185,700円</p> <p>オ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 221,900円</p> <p>カ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 294,700円</p> <p>キ 床面積が50,000平方メートルを超える場合 541,300円</p>
			構造計算が法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合	<p>構造計算適合性判定を行う1の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 床面積が200平方メートル以内の場合 88,700円</p> <p>イ 床面積が200平方メートルを超え500平方メートル以内の場合 100,100円</p> <p>ウ 床面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合 111,600円</p> <p>エ 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 123,000円</p> <p>オ 床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 13</p>

				9,600円 カ 床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 176,000円 キ 床面積が50,000平方メートルを超える場合 297,600円
			構造計算が法第20条第2号イに規定する方法及び同条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定である場合	構造計算適合性判定が法第20条第2号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合に掲げる額及び構造計算適合性判定が法第20条第2号イ又は第3号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定のみである場合に掲げる額の合計額

別表第2の2の項中「確認申請手数料」を「確認申請又は計画通知手数料」に、「又は」を「若しくは」に改め、「関する確認の申請」の次に「又は法第18条第2項の規定による計画の通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合の当該昇降機に関する通知若しくは同条において準用する法第18条第2項の規定による建築設備に関する計画の通知」を加え、同表の3の項中「確認申請手数料」を「確認申請又は計画通知手数料」に、「又は」を「若しくは」に改め、「確認の申請」の次に「又は法第18条第2項の規定による工作物に関する計画の通知」を加え、同表の4の項中「完了検査申請手数料」を「完了検査申請又は完了検査通知手数料」に改め、「完了検査の申請」の次に「又は法第18条第14項の規定による建築物に関する完了検査の通知」を加え、同表の5の項中「完了検査申請手数料」を「完了検査申請又は完了検査通知手数料」に、「又は」を「若しくは」に改め、「関する完了検査の申請」の次に「又は法第18条第14項の規定による完了検査の通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合の当該昇降機に関する完了検査の通知若しくは同条において準用する法第18条第14項の規定による建築設備に関する完了検査の通知」を加え、同表の6の項中「完了検査申請手数料」を「完了検査申請又

は完了検査通知手数料」に、「又は」を「若しくは」に改め、「完了検査の申請」の次に「又は法第18条第14項の規定による工作物に関する完了検査の通知」を加え、同表の7の項中「完了検査申請手数料」を「完了検査申請又は完了検査通知手数料」に改め、「完了検査の申請」の次に「又は法第18条第14項の規定による建築物に関する完了検査の通知」を加え、同表の8の項中「完了検査申請手数料」を「完了検査申請又は完了検査通知手数料」に改め、「関する完了検査の申請」の次に「又は法第18条第14項の規定による完了検査の通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合の当該昇降機に関する完了検査の通知」を加え、同表の9の項中「中間検査申請手数料」を「中間検査申請又は中間検査通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「中間検査の申請」の次に「又は法第18条第17項の規定による建築物に関する中間検査の通知」を加え、同表の10の項中「中間検査申請手数料」を「中間検査申請又は中間検査通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「関する中間検査の申請」の次に「又は法第18条第17項の規定による中間検査の通知に係る計画に法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合の当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する法第18条第17項の規定による建築設備に関する中間検査の通知」を加え、同表の11の項中「中間検査申請手数料」を「中間検査申請又は中間検査通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「中間検査の申請」の次に「又は法第18条第17項の規定による工作物に関する中間検査の通知」を加え、同表の12の項中「承認の申請」の次に「又は法第18条第22項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請」を加え、同項の次に次のように加える。

12 の 2	道路位置指 定申請手 料	法第42条第1項第5号の規定による道路の 位置の指定の申請に対する審査	50,000円
--------------	--------------------	--	---------

別表第2の16の項の次に次のように加える。

16 の 2	私道の変更又 は廃止申請手 数料	法第45条の規定による私道（法第42条第 1項第5号の規定による道路の位置の指定を 受けたものに限る。）の変更又は廃止の申請に 対する審査	50,000円
--------------	------------------------	--	---------

別表第2備考第1項第2号及び第4号中「確認を受けた建築物」の次に「又は
計画通知に係る建築物」を加え、同表備考第2項を同表備考第3項とし、同表備
考第1項の次に次の1項を加える。

2 1の2の項の床面積は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に
定める面積について算定する。

- (1) 構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、又は大規模の修繕若しく
は大規模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごと（建
築基準法施行令第137条の14第1号に該当する場合は、その部分ご
と。以下同じ。）の床面積
- (2) 構造計算適合性判定を含む確認を受けた建築物又は計画通知に係る建
築物の計画の変更をして建築物を建築し、又は大規模の修繕若しくは大規
模の模様替をする場合 構造計算適合性判定に係る建築物ごとの床面積（
増加する部分がある場合は、その部分の床面積に2を乗じて得たものに、
増加する以外の部分の床面積を加えたもの）の2分の1
- (3) 構造計算適合性判定を含まない確認を受けた建築物又は計画通知に係
る建築物の計画の変更をして構造計算適合性判定に係る建築物を建築し、
又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 第1号に掲げる床
面積

附 則

この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。